

内部統制システムの整備に関する基本方針

1 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90 条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号）

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
- (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
- (4) 監事は、監事監査規程に基づき、理事会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号）

- (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- (3) 理事は、文書取扱規程に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
- (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）

- (1) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 危機管理を所掌する組織として、危機管理委員会を構築し、不測の事態が発生した場合には、理事長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分担規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
- (4) 必要に応じ適宜臨時に、本財団の事業実施に関わる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事によって構成される常務会（経営会議）において審議を経て執行決定を行う。

5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）

- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、本財団は本財団の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価（昇格降格・昇給の有無及び程度を含む。）・異動・処分（以下「処分等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
- (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

6 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）

- (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証憑の提示を求め、会計規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。

7 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）

- (1) 理事及び使用人が監事に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、理事及び使用人は本財団の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監事に報告した者の処分等については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の処分等についてその事後に異議が申し述べられたときは、処分等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監事は、必要に応じて、理事会、その他の重要な会議に出席し、本財団の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (5) 監査を実効的に行うために、理事長との間で定期的に意見交換を行う。